

平成21年度 経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

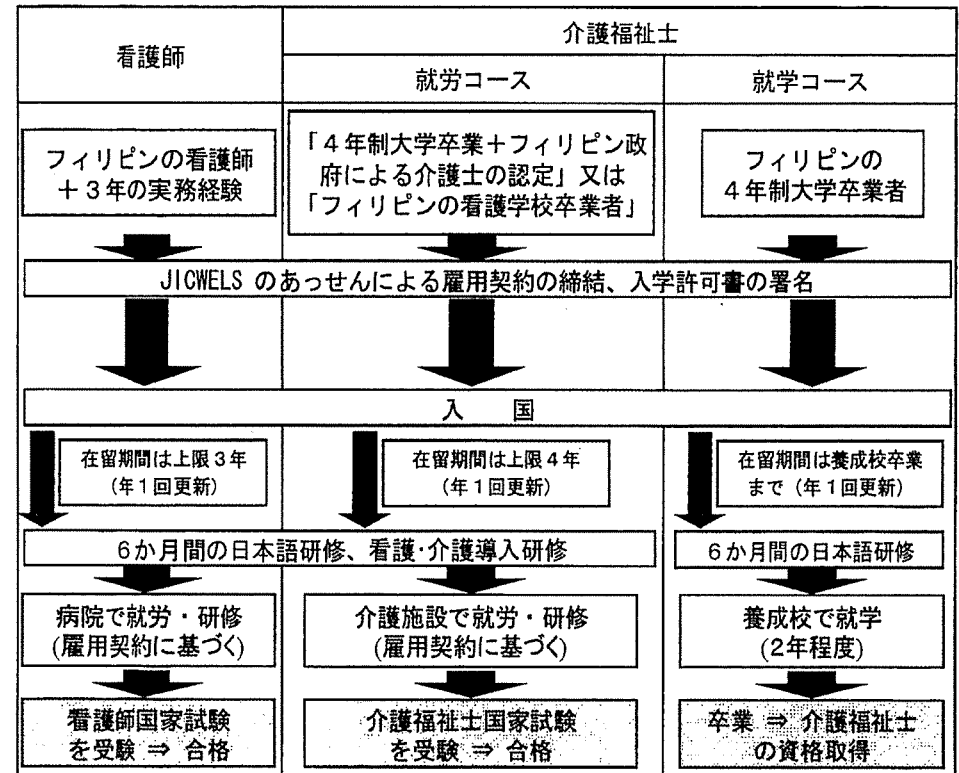
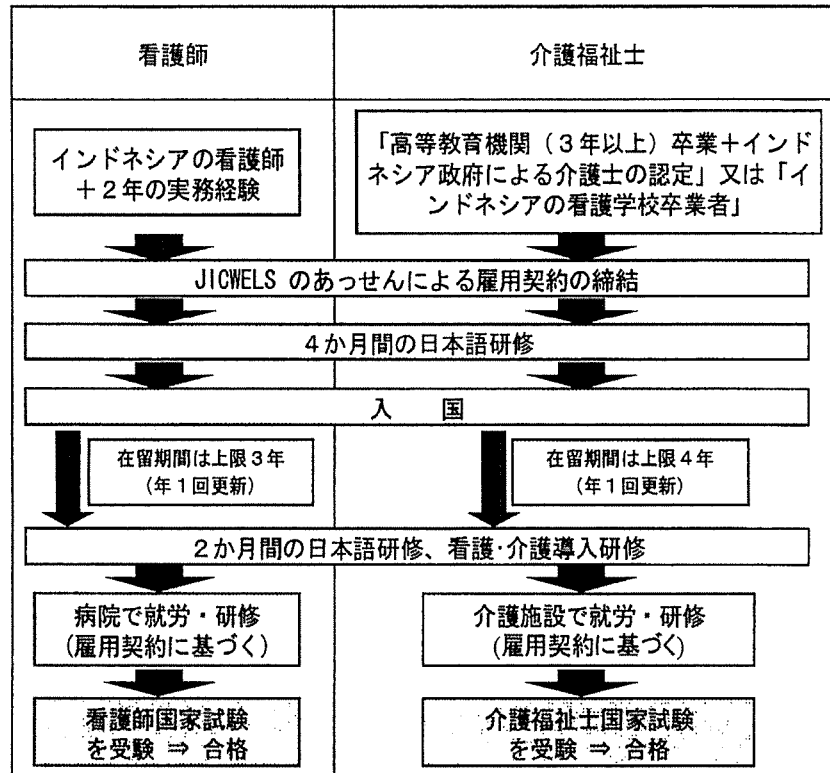
- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団 (JICWELS) が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんに依頼することはできない。

インドネシア

平成20年7月1日 協定発効
 平成20年8月 第1陣208人(看護104人、介護104人)を受け入れた。
 平成21年7月 インドネシアで4か月間の日本語研修を開始。
 平成21年11月 第2陣361人(看護173人、介護188人)が入国し、2か月間の日本語研修を経て22年1月より就労開始予定。(この他、日本語研修免除者1名は10月に入国し、就労開始。)

フィリピン

平成20年12月11日 協定発効
 平成21年5月 就労コースの候補者が入国、6か月間日本語研修を受講。10月より看護師候補者88人が就労開始。11月より介護福祉士候補者178人が就労開始(日本語研修免除者10人は6月より就労開始)。
 平成21年9月 就学コースの介護福祉士候補者27人が入国し、6か月間の日本語研修を受講中。22年4月より就学開始予定。



※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)
 ※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。
 ※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)
 ※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。
 ※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)